

令和2年第3回北海道議会定例会 一般質問 開催状況
(経済部経済企画局経済企画課)

開催年月日 令和2年9月23日

質問者 日本共産党 宮川 潤 議員

答弁者 知事、総合政策部長、経済部長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 新型コロナウイルス感染症対策について (一) 道の新型コロナウイルス感染症対応検証について 1 緊急事態宣言及び休業要請について (宮川議員) 道独自の緊急事態宣言を発し、2月28日から3月19日まで外出自粛要請、4月20日から5月6日の休業要請を行ないましたが、十分な根拠が示されず、道民には恐怖と混乱がもたらされ、飲食店等誘客施設は致命的な状況に追い込まれました。 道民と道内経済にもたらした影響についての認識を伺います。要請は補償とセットで行うべきではなかったですか、伺います。</p> <p>(二) 今後のコロナ対応等について 2 要請と補償について (宮川議員) 鳥取県では、クラスターが発生した場合、施設の使用停止を求めるが、クラスター対策を講じた場合、協力を給付する条例を制定しました。 道は、新たな「警戒ステージ」を設定しましたが、警戒ステージに基づき休業要請を行う場合は、当然補償の規模を明らかにしたうえで行うべきと考えますが、いかがですか。</p>	<p>(総合政策部長) 新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。道といたしましては、未知の感染症から道民の皆様の命と健康を守ることを最優先に考え、医療崩壊といった事態は避けなければならないという判断から、これまで、外出自粛や休業などの協力要請を行ってきたところであります。 感染症の影響は長期化し、道内の事業者の方々を取り巻く経営環境や就労環境は大変厳しい状況にある中、新型コロナウイルス感染症対策有識者会議や市町村等へのアンケートでは、道の一連の対応について、概ね妥当との評価をいただいた一方、「事前の情報提供」や「社会経済への影響」等に対する配慮を求めるところであります。 これまでの休業要請に際しては、協力いただく事業者の方々に対し、感染症対策に必要な支援金を給付させていただいたところでありますが、今後、仮にそうした事態が懸念される場合には、感染症対策として効果のある休業要請となるよう、支援策も含め検討してまいります。</p> <p>(経済部長) 次に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、休業要請についてであります。道では、新しい警戒ステージにおいて、感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階である「ステージ4」と、国による緊急事態宣言が発動される「ステージ5」において、休業要請の実施を想定しており、さらに、感染状況に応じて、地域や業態を限定することも検討しているところでございます。 道といたしましては、仮に休業要請が必要な事態に至ることが懸念される場合には、これまでの経験等も踏まえ、事前に考え方を整理の上、道内の各地域の感染拡大状況や要請が必要な地域や業態等について、早めに情報提供を行いながら、感染症対策として効果的な休業要請となるよう支援策も含め検討してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】 三 新型コロナウイルス感染症対策について (一) 道の新型コロナウイルス感染症対応検証について 1 緊急事態宣言及び休業要請について (宮川議員) 2月28日の緊急事態宣言で、週末の外出を控えるようにとし、4月17日の緊急事態措置では、20日から施設の使用停止やイベント開催自粛を要請、協力依頼を行いました。 特措法施行令に基づく休業要請以外に、1,000㎡以下の小規模施設にも協力要請を行い、19時以降は酒類の提供を控えるように協力依頼をしました。 これらの協力要請、協力依頼が適切だったのかということですが、まず、法的根拠は何かお示してください。すすきの飲食店など、影響は甚大でしたが、どのように影響を想定していたのか伺います。</p> <p>【再々質問】 三 新型コロナウイルス感染症対策について (一) 道の新型コロナウイルス感染症対応検証について 1 緊急事態宣言及び休業要請について (宮川議員) 次に、コロナ対策の関係であります。1,000㎡以下の小規模施設にも協力要請を行い、19時以降については酒類の提供を控えるよう協力依頼をしました。これらによって、小規模飲食店などは決定的ともいえる打撃を受けましたが、いずれも法的根拠を持たないものであります。 2010年に、本道が「北海道新型インフルエンザ対応検証報告書」をまとめましたが、この中で「法的根拠に基づかず協力依頼や要請を行うことは困難である」、「イベントや集会等の不要不急の業務の自粛要請を行うためには、法的根拠が必要である」としています。 この教訓を生かさないで実施したことについて、知事の見解を伺います。 これらの休業要請や協力依頼を、法的根拠も持たず、新型インフルエンザの教訓も生かさず、知事が独自に行った以上、補償も知事の責任において行うのが道理ではありませんか、伺います。 苦しい中、知事の要請、依頼に応えた小規模事業者にどういってお言葉をかけますか、知事自身の言葉を聞かせてください。</p>	<p>(知事) 次に、感染症に関するこれまでの協力依頼についてありますが、道では、感染拡大をできる限り早く防止するため、先行していた都県の例を参考にしながら、小規模施設や酒類を提供する飲食店に対し、国と協議の上、特措法によらない協力の依頼を行ったところがあります。 その際、事業者の皆様が厳しい経営環境に置かれることが見込まれたことから、協力の伴う支援が必要と認識をし、支援金や無利子の融資制度等を設けたところであります。</p> <p>(知事) 次に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、これまでの協力依頼についてありますが、道では、感染拡大をできる限り早く防止するため、国と協議の上、特措法によらない協力の依頼を行った際、厳しい経営環境に置かれる事業者の皆様への支援金制度に加えて、無利子の融資制度等を設けたところであります。 今後とも、道として、感染拡大防止対策と事業継続に取り組む事業者の皆様に対し、需要の喚起や経営の安定に向けた支援に取り組んでまいりたいと考えております。</p>